

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | |
|---|-----------------|--|---------------------------------------|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長 | |
| 2 | 対象税目 | ① 政策評価の対象税目 | (法人税:義)(国税9) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税5) |
| | | ② 上記以外の税目 | (事業所税:外) |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】 | |
| 4 | 内容 | <p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 対象地域:沖縄県全域(県知事が平成24年7月31日に指定)</p> <p>2. 税制優遇措置</p> <p>(1) 国税</p> <p>○投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置:15%、建物及び建物附属設備等:8%)を法人税額から控除。 ・法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 <p>○事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限(令和3年3月31日)を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法第8条 租税特別措置法第42条の9、第68条の13 租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43 租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26 地方税法附則 第33条第1項</p> | |

| | | |
|---|----------------|--|
| 5 | 担当部局 | 内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度～令和3年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成10年度 観光振興地域制度創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度廃止、観光地形成促進地域制度創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館) 令和元年度 2年間延長 |
| 8 | 適用又は延長期間 | 1年間(令和3年度) |
| 9 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)は沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的とされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等) 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。))であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1)観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業</p> |
|--|--|--|

| | | |
|---|-------------------|---|
| | | 等その他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。 |
| ② | 政策体系における政策目的の位置付け | 【政策】12. 沖縄政策 【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進 |
| ③ | 達成目標及びその実現による寄与 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○達成目標 令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数 1,200 万人 ・観光収入 1.1 兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円 <p>○測定指標 令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した設備投資(累計) 8件 ・本制度を活用した観光施設への来場者数(累計) 1,400,000 人 <p>本制度を活用した観光施設への来場者数は、当初の想定よりも増加している状況にあり、当初の 70,000 人に対し、令和元年度の来場者数(現時点で判明している実績)は 727,379 人となっていることから、指標を 70,000 人から 1,400,000 人へ変更する。(設定根拠については別紙参照)。</p> <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、令和3年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン基本計画)の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・泊数の増大に寄与する。</p> <p>また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p> <p>さらに、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、MICE 施設の利用頻度が増加するとともに、国際コンベンション都市の形成に寄与する。</p> |

| 10 | 有効性等 | ① 適用数 | <p>1. 過去の適用数実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税（H27年度～H30年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R1年度は沖縄県調べ。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>○適用実績が僅少な理由 適用実績が僅少であるのは、事業開始後暫くの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。</p> <p>2. 今後の適用数見込み 今後、毎年度、投資税額控除2件の適用を見込む。 ※沖縄県が企業への聞き取り等により試算。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p> | 年度 項目 | | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | 国税 | 投資税額控除 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 地方税 | 法人住民税 | - | - | - | - | - |
|----------|--|----------|---|----------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|----|--------|---|----|----|-----|-------|-----|-------|-----|---|---|---|---|
| | | 年度 項目 | | | | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 国税 | 投資税額控除 | | | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方税 | 法人住民税 | - | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 適用額 | <p>1. 過去の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税（H27年度～H30年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R1年度は沖縄県調べ。 ※地方税（H27年度～H30年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）、R1年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税4%+市町村民税9.7%=13.7%））。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後、毎年度、投資税額控除30百万円の適用を見込む（算出方法は別紙参照）。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p> | 年度 項目 | | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | 国税 | 投資税額控除 | 0 | 0 | 2 | 15 | 44 | 地方税 | 法人住民税 | 0 | 0 | 0.3 | 2 | 6 | | |
| 年度 項目 | | | | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 国税 | 投資税額控除 | 0 | 0 | 2 | 15 | 44 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方税 | 法人住民税 | 0 | 0 | 0.3 | 2 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>③ 減収額</p> | <p>1. 過去の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="603 376 1350 658"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税（H27年度～H30年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R1年度は沖縄県調べ。</p> <p>※地方税（H27年度～H30年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）、R1年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税4%＋市町村民税9.7%＝13.7%））。</p> <p>2. 今後の減収額見込み 今後、毎年度、投資税額控除 30 百万円の適用を見込む(算出方法は③適用額の今後の見込みと同様)。</p> | 年度 項目 | | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | 国税 | 投資税額控除 | 0 | 0 | 2 | 15 | 44 | 地方税 | 法人住民税 | 0 | 0 | 0.3 | 2 | 6 | | | | | | | | |
|--------------------|--------------|---|----------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|------------|-----|-----|-------|-----|----------|-------|-------|-------|-------|--------------------|------|------|------|-----|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 年度 項目 | | H27 | | | H28 | H29 | H30 | R1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 国税 | 投資税額控除 | 0 | 0 | 2 | 15 | 44 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方税 | 法人住民税 | 0 | 0 | 0.3 | 2 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>④ 効果</p> | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>入域観光客数、観光収入については、各年度順調に伸びており、特に入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩を並べる水準まで増加している(令和元年実績(暦年)でハワイの 1,039 万人に対し、沖縄県 1,016 万人)。</p> <p>一方で、観光客一人当たりの消費額及び平均滞在日数は伸び悩んでおり、それぞれ令和元年実績(暦年)でハワイが 21.5 万円、8.7 日であるのに対し、沖縄は 7.4 万円、3.6 日であり、一人あたりの消費額の増加及び滞在日数の延伸が課題となっている。</p> <p>このため、本制度が対象としている販売施設やスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設等の新たな観光施設への投資を促すことで、観光産業の高付加価値化を進め、上記課題等に対応していく必要がある。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="595 1666 1378 1968"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">年度</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入域観光客数(万人)</td> <td>877</td> <td>958</td> <td>1,000</td> <td>947</td> </tr> <tr> <td>観光収入(億円)</td> <td>6,603</td> <td>6,979</td> <td>7,341</td> <td>7,047</td> </tr> <tr> <td>観光客一人当たりの平均滞在日数(日)</td> <td>3.78</td> <td>3.75</td> <td>3.73</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>観光客一人当たりの県内消費額(円)</td> <td>75,297</td> <td>72,853</td> <td>73,374</td> <td>74,425</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成 30 年版観光要覧、平成 30 年度観光統計実態調査、沖縄県資料</p> | 項目 | 年度 | | | | H28 | H29 | H30 | R1 | 入域観光客数(万人) | 877 | 958 | 1,000 | 947 | 観光収入(億円) | 6,603 | 6,979 | 7,341 | 7,047 | 観光客一人当たりの平均滞在日数(日) | 3.78 | 3.75 | 3.73 | 3.7 | 観光客一人当たりの県内消費額(円) | 75,297 | 72,853 | 73,374 | 74,425 |
| 項目 | 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H28 | H29 | H30 | R1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入域観光客数(万人) | 877 | 958 | 1,000 | 947 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光収入(億円) | 6,603 | 6,979 | 7,341 | 7,047 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光客一人当たりの平均滞在日数(日) | 3.78 | 3.75 | 3.73 | 3.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光客一人当たりの県内消費額(円) | 75,297 | 72,853 | 73,374 | 74,425 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 測定指標の実現状況

本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者数はともに堅調に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである。

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|--------------------|-----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 本制度を活用した設備投資 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| 上記の設備投資に伴う施設への来場者数 | 0 | 1,212 | 159,587 | 727,379 | 258,220 | 258,220 |

※令和元年度の件数は沖縄県調べ。令和2年度及び3年度の件数については沖縄県が企業への聞き取り等により試算。

※令和2年度及び3年度の入場者数は沖縄県の試算（別紙参照）。

2. 制度が延長できない場合の影響

沖縄県の入域観光客数は平成24年度の592.5万人から令和元年度の946.2万人へと堅調に増加しており、令和元年実績（暦年）ではハワイの入域観光客数と肩を並べるまでになった。

政府においても、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）に基づく「観光立国推進基本計画」において、令和2年度までに国内旅行消費額を21兆円、訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額を8兆円にするなどの目標を掲げている中、沖縄県が観光リゾート地としての国際競争力を更に高め、今後も多くの外国人観光客を受け入れていくことは、沖縄県の自立型経済の構築とともに日本全体の経済振興に資するものである。

しかしながら、本制度が延長できない場合、本制度の活用を想定して整備を進めている企業もいる中で、民間投資を呼び込む誘因が減少するほか、魅力ある観光施設の整備の遅れによる観光収入の伸びの鈍化に加え、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。

今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。

⑤ 税収減を是認する理由等

国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設や集会施設等の併設による多様なニーズに対応した質の高い宿泊施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。

加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | <p>済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、約 3.4 億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約 1.2 億円(平成 29 年度～令和 3 年度の減収額(投資税額控除))の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した施設への来場者数 1,400,000 人 ・県外客消費単価(娯楽・入場費 7,178 円) ・平均滞在日数 3.7 日(令和元年度) <p>→県外客消費額の押し上げ効果 3億 3,950 千円</p> <p><算出方法></p> <p>税制措置の対象となった施設の来場者が、各施設に合計1時間滞在するものと仮定して、1時間当たりの消費額を元に推計。</p> $7,178 \text{ 円} \div 3.7 \text{ 日} \div 8 \text{ 時間(一日当たりの観光時間を8時間と想定)} \\ \times 1,400,000 \text{ 人} = 339,500,000 \text{ 円}$ <p>※県外客消費単価は「平成 30 年度観光統計実態調査」による。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p> |
| 11 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本制度は、観光地形成促進地域において高い国際競争力を有する魅力ある観光関連施設の時宜を得た整備を促進するため、企業に対して効果的にインセンティブを与え、民間の創意を生かした新たな設備投資を促進することを目的としており、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。</p> <p>また、対象施設について不断の見直しを行っており、政策目的に対応した真に必要な施設に限定している。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>沖縄県では、官民の役割分担を踏まえ、本制度のほか、ソフト一括交付金等を活用して国内外観光客やクルーズ船の誘致事業や外国人向けの多言語案内サインの整備等、国際的な観光地形成に向けて多角的に取り組んでいるところである。</p> <p>本制度は民間の創意を生かした設備投資を促進するものであり、投資回収の面から民間による整備が見込めず、市町村がソフト一括交付金で整備している体育館、野球場、陸上競技場等8施設については、平成 29 年度税制改正において対象から除外することで一層の役割分担を図った。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて適用期限を延長するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p> |
| 12 | 有識者の見解 | | — |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成 30 年8月(H30 内閣 06) |

沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長に関する測定指標・適用見込額の設定根拠

1 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）を活用した施設における年間来場者数

※R1年度は現時点で判明しているもののみ。

| 年度 | H29 | H30 | R1 |
|------|-------|----------|----------|
| 施設 A | 1212人 | 977人 | 1,129人 |
| 施設 B | — | 151,250人 | 140,250人 |
| 施設 C | — | 7,360人 | 10,000人 |
| 施設 D | — | — | 576,000人 |

2 測定指標の設定

令和3年度までに

・本制度を活用した施設の来場者数 1,400,000人 (1,404,618人≒1,400,000人)

各年度ごとの来場者数 (R1以降は見込み)

| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 合計 |
|---------|-------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 来場者数(人) | 1,212 | 159,587 | 727,379 | 258,220 | 258,220 | 1,404,618 |

※R2、R3の来場者数の見込みについては、沖縄観光コンベンションビューローが8月26日に発表した2020年の入域観光客数の推計数値(対前年35.5%)に基づき、R1の数値の35.5%とした。

3 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）の活用実績

※R1年度は現時点で判明しているもののみ。

- ・施設 A 2,218 千円 (H29)
- ・施設 B 2,882 千円 (H30)
- ・施設 C 11,674 千円 (H30)
- ・施設 D 43,533 千円 (R1)

4 今後の適用見込額

・今後の適用見込額 30,154千円 $60,307(3の4施設の適用額の合計) \div 4施設 \times 2件(1年間の適用見込み件数)$

※減収見込額も同様